

## 心身障害者（児）通所訓練等事業の「補助率見直し案」に関する意見書

いま東京都内には700カ所に及び無認可法外の小規模作業所並びに小規模授産施設が設置されている。これらの施設は、国の法制度の不備を要因に創設され、東京都並びに区市町村の補助金制度が基盤となって活動を発展させてきた。既にこれらの小規模作業所では、重度重複障害のある人や高次脳機能障害、アルコール依存症など、多様な障害のある人たちの利用が広がるとともに、障害者福祉法に基づく法定施設を含めた通所施設の約7割を占めるに至っている。いまや小規模作業所は重い障害のある人たちの地域生活を支える上で、欠かすことのできない現実的資源となっている。

こうした状況の中、国は2000年に社会福祉法の制定、そして2003年4月からは「選択の保障」「利用者主体の福祉」の理念を掲げた支援費制度を創設するとともに、小規模通所授産施設制度を創設した。

ところが小規模通所授産施設は、新たな法定施設にもかかわらず、その公費水準が極めて低く、支援費制度の対象施設とならないため、新たな矛盾を広げている。

今後、都内障害児学校卒業生の急増期を迎え、10年後には少なくとも120カ所の新たな小規模作業所の設置が求められるとともに、5,000人以上の精神障害者の働く場も確保していかななくてはならない。

今回東京都が提案している「補助率見直し案」は、小規模作業所を支援してきた市町村の財政を圧迫させるとともに、多くの小規模作業所の運営を困難にし、さらには障害のある人たちの地域生活を脅かすことにつながる。

市町村に多額の財政負担を強いる「補助率の見直し」ではなく支援費制度の選択肢を広げる視点から、新たな社会福祉法人制度や小規模通所授産施設制度の活用と制度改善を図ることが重要である。

よって、本市議会は、東京都に対し、一方的な「補助率の見直し案」の再考を強く求めるとともに、支援費制度のもとで大きな矛盾・課題となっている小規模作業所問題や支援費制度の基盤整備について、区市町村や当事者・関係者の意見を十分に反映させるための協議の場を設置することを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年12月19日

三鷹市議会議長 榛澤茂量